

大学院修士課程における授業料後払い制度について

日本学生支援機構 授業料後払い制度について

授業料後払い制度は、授業料相当額と学生生活費を無利子で貸与する制度です。

- 貸与期間は標準修業年限まで(最長2年間)です。
- 授業料は、授業料支援金として日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。
- 併せて生活費奨学金として貸与を受けることができます。生活費奨学金のみの貸与は出来ません。
- 機関保証(保証機関が連帯保証する制度)への加入が必須であり、保証料の支払いが必須となります。
- 第一種奨学金(無利子)との併用はできません。

対象者

以下の条件を全て満たす者

- 令和6年度秋季以降に国内の大学院修士課程(博士前期課程及び専門職学位課程、一貫制博士課程の場合は修士段階相当学年を含む)に進学した者。(在學生も含む。ただし、年度途中の申請・変更は不可)
- 本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者。
- 日本学生支援機構の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者。過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者。

貸与を受けられる金額

【授業料支援金(無利子)】

上限額は年535,800円(年額)。

- 授業料の免除を受けた場合、免除後の金額になります。大学の授業料免除への申請は別途必要です。
- 授業料が上限額を超過する場合、超過分は別途大学へ納付が必要です。
- 日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、授業料に充当されます。
- 授業料に保証料を加えた金額が貸与額になります。

【生活費奨学金(無利子)】

希望者へ2万円又は4万円(選択可)の生活費を貸与します。(希望しないことも可能)

- 毎月、保証料を引いた額が日本学生支援機構から本人の口座に振り込まれます。
- 生活費奨学金のみの貸与だけを申請することはできません。

課程修了後の返還

- 本制度は貸与であり、課程修了後(貸与期間終了後)に所得に応じ、授業料支援金(支援対象授業料及び保証料の合計)及び生活費奨学金を返還する必要があります。
- 返還方法は「所得連動返還方式」のみです。「定額返還方式」は選択できません。

注意事項

- 本制度を利用する場合、日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の貸与を受けることができません。
- 第二種奨学金(有利子)の貸与をうけることはできます。
- 保証料の支払い(機関保証への加入)が必須です。人的保証は選択できません。
- 年度途中で第一種奨学金から本制度、本制度から第一種奨学金に変更はできません。
- 「授業料後払い制度」は「特に優れた業績による返還免除」制度の対象になります。「後払い」の授業料支援金は、授業料の減免等により貸与額が少なくなり得るため、現行の第一種奨学金の方が、返還免除が適用される総額が多くなる可能性があります。
- 一貫制博士課程の場合は、修士段階相当学年(1年生と2年生)のみ「授業料後払い制度」の対象となり、3年生以降は「授業料後払い制度」を利用することはできず、3年生以降も奨学金を希望する場合は現行の「第一種奨学金」または「第二種奨学金」を別途申請する必要があります。
- 「授業料後払い制度」と現行の「第一種奨学金」を両方とも一度に免除の対象とすることはできないため、免除制度の利用を前提とすると、課程を通じて現行の「第一種奨学金」を使用した方が大きな支援を受けられる可能性があります。よく検討したうえで申請してください。

申請について

令和6年度の奨学金二次採用から申請可能です。

- 令和6年度は秋季入学者が対象です。
- 申請については9月から開始しますが、日程詳細は個別に各キャンパス奨学金担当窓口にお問い合わせください。
- 奨学金案内については、下記の日本学生支援機構HPに掲載がありますので、熟読のうえ、必要書類を準備し、申請してください。

【日本学生支援機構HP】

※本件に関しては、『大学院在学者(秋申込)用「授業料後払い制度」申込み専用』をご利用ください。

ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>進学後に申し込む(在学採用)>
在学採用の申込みのてびき(奨学金案内)>大学院に在学中の方

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/in.html>